

原子力試験研究費について

1. 研究費の概要

各府省の所管する試験研究機関等の実施する原子力利用に関する試験研究については、昭和 32 年度以降科学技術庁に一括計上し、必要に応じて各省の予算に移し替えている。中央省庁等改革に伴い、平成 13 年度以降は、文部科学省設置法第 4 条第 67 号に基づき、文部科学省に一括計上し、必要に応じ、各府省の予算に移し替えることとしている。

原子力委員会は、関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関することを所掌する立場から、研究課題の評価を実施している。

平成 13 年度においては、8 府省 32 機関（うち独法 16 機関）において、129 課題の研究を実施することとし、2,405 百万円を計上している。

2. 課題の選定について

研究課題については、毎年公募の上、原子力委員会において評価。評価の基準については、原子力委員会基盤技術専門部会等が評価基準を策定していた。

研究期間は原則として 5 年以内であり、新規課題の予算要求前に事前評価、開始 3 年目に中間評価、終了後に事後評価を実施している。

3. 研究分野の設定

原子力基盤技術開発に関わる研究分野として、基盤技術推進専門部会において定められた重点技術領域の課題を単独の研究機関で行う「先端的基盤技術研究」（1 課題 3～7 年：20 百万円前後／年）と、複数の研究機関で行う「総合的研究（クロスオーバー研究）」（1 課題 5 年：20 百万円前後／年）が設定されている。

クロスオーバー研究は、特に複数の研究機関のポテンシャルを有機的に結集して取り組む必要がある課題について、研究機関間の積極的な研究交流のもとに研究開発を推進する制度である。平成元年度に発足し、日本原子力研究所、理化学研究所、放射線医学総合研究所及びその他の国立試験研究機関を中心に、現在第 3 期の研究を実施中（1 期 5 年間）。

具体的な研究分野は以下のとおり。

（1）先端的基盤研究

① 物質・材料基盤技術

原子炉等の安全に寄与する新材料の開発や物質・材料等の分析・計測技術の高度化を図るための基盤的技術（各種ビームの先端的利用等）の開発に関する研究レーザー等による環境浄化の方法なども含むが、RI や放射線の単なる利用・応用は除く。

② 知的基盤技術

原子力施設の運転・保守等の安全性の向上に資する知能システム技術及び計算

科学技術の原子力分野への応用に関する研究

③ 防災・安全基盤技術

原子力防災に資する耐震・防災技術及び放射性廃棄物の地層処分等、バックエンド対策に資する先端的技術の開発に関する研究

④ 生体・環境影響基盤技術

放射線による突然変異の検出・解析、環境中の核種移行など、生体・環境への影響を解明するための先端的技術の開発に関する研究

放射線による品種改良、食品等の保存、滅菌、新たな診断・治療法、環境モニタリングなどに関する研究も含むが、RI や放射線の単なる利用・応用は除く。

(2) 総合的研究 (クロスオーバー研究)

個々の研究機関単独では速やかに成果を得ることが困難な多岐にわたる技術開発要素からなる研究

原子力試験研究費のこれまでの経緯

- 昭和31年2月「科学技術庁設置要項」閣議決定
(各省所管試験研究機関の原子力利用に関する経費等は、科学技術庁に一括計上し、必要に応じて各省の予算に移し替えることを明記)
- 昭和62年9月原子力委員会に基盤技術推進専門部会(基盤部会)を設置
- 昭和63年7月基盤部会「原子力基盤技術の推進について」決定
(この中で研究評価を基盤部会で実施することを明記)
- 平成元年度 原子力基盤クロスオーバー研究開始
- 平成3年10月基盤部会「原子力基盤技術開発の研究評価について」決定
(評価基準、評価の進め方、評価フォーマット等の策定)
- 平成9年8月「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針」内閣総理大臣決定
- 平成10年3月基盤部会「基盤技術推進専門部会における原子力基盤技術開発に関する研究評価の進め方について」「原子力基盤クロスオーバー研究の展開について」決定
- 平成11年3月基盤技術推進専門部会「クロスオーバー研究推進会議の設置について」決定
- 平成11年5月放射線利用推進専門部会「放射線利用推進専門部会における国立機関原子力試験研究費の評価について」決定
- 平成12年4月核融合会議計画推進小委員会「国立機関原子力試験研究研究評価実施要領」決定
- 平成12年5月原子力バックエンド対策専門部会「国立機関原子力研究費の研究評価の進め方について」決定
(参考2)

(参考2)

原子力試験研究費の配分方針

原子力試験研究費については、原子力委員会は所掌事務（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第2条第3項）に基づき、配分の基本方針を決定する。研究費の予算措置は、文部科学省設置法第4条第67号に基づき、文部科学省に一括計上し、必要に応じ各府省の予算に移し替えることとする。

(参考)

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法

第2条 原子力委員会（以下この章において「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。

文部科学省設置法

第4条第67号 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に関わる経費その他これに類する経費の配分に関すること。

科学技術庁設置要項（昭和31年2月閣議決定）

各省所管試験研究機関の原子力利用に関する経費及び原子力利用に関する試験研究補助金等に関する予算は、昭和32年度以降においては、科学技術庁に一括計上し、必要に応じて各省の予算に移替えるものとする。

府 省 別

	平成12年度 予算額	平成13年度 予算額	対前年度 増△減額	テーマ数 (前年度)
1. 内閣府 (警察庁)	8,411	8,086	△ 325	1(1)
2. 総務省 (自治省)	19,395	46,764	27,369	1(1)
3. 文部科学省 (科学技術庁)	525,677	516,458	△ 9,219	23(20)
4. 厚生労働省 (厚生省・労働省)	273,819	211,323	△62,496	30(33)
5. 農林水産省	294,000	274,292	△19,708	14(20)
6. 経済産業省 (通産省)	1,034,469	1,117,866	83,397	40(38)
7. 国土交通省 (建設省・運輸省)	180,492	172,266	△ 8,226	13(11)
8. 環境省 (環境庁)	73,932	58,303	△15,629	7(7)
合 計	2,410,195	2,405,358	△4,837	129(131)

平成13年度原子力試験研究費各府省試験研究機関一覧(8府省32機関(独法16機関))

府 省	試験研究機関(○:国研)	府 省	試験研究機関(○:国研)
内閣府 (1)	○科学警察研究所		○国立病院東京医療センター
総務省 (1)	独立行政法人消防研究所		○国立がんセンター研究所
文部科学省 (2)	本省 独立行政法人物質・材料研究機構 独立行政法人防災科学技術研究所	農林水産省 (7)	独立行政法人農業生物資源研究所 独立行政法人農業環境技術研究所 独立行政法人農業技術研究機構 独立行政法人農業工学研究所 独立行政法人食品総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人森林総合研究所
厚生労働省 (14)	○国立医薬品食品衛生研究所 ○国立感染症研究所 独立行政法人国立健康・栄養研究所 ○国立公衆衛生院 ○国立国際医療センター ○国立埼玉病院 ○国立循環器病センター ○国立小児病院小児医療研究センター ○国立療養所宇多野病院 ○国立療養所香川小児病院 ○国立病院九州がんセンター ○国立病院東京災害医療センター	経済産業省 (1)	独立行政法人産業技術総合研究所
		国土交通省 (4)	○気象研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人土木研究所
		環境省 (2)	独立行政法人国立環境研究所 ○国立水俣病総合研究センター